

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案件名 : 最終2カ年行財政構造改革推進方策(第一次案)

意見等募集期間 : 平成28年12月15日(木)～平成29年1月6日(金)

意見等提出件数 : 62件(32人)

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|--------------|--|----|--|
| 1 全般 【7件】 | プランの中で、多くの事業見直しが列挙されているが、見直しの必要性が分かりにくい。 | 1 | 【既に盛り込み済】 見直しの考え方については、分野ごとの「改革の基本方向」に加え、事務事業ごとの「見直しの視点」に記載しています。 |
| | 県が大きな借金を抱えている中、節約は当然と考えるが、節約を重視するあまり、郡部を切り捨てることはないようにすべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 選択と集中を基本姿勢として、施策をゼロベースで見直すとともに、人口減少の中でも、地域活力の再生など兵庫の未来を拓く「地域創生」の推進を図ることとしています。 |
| | 「検討する」という文言が多く、実際に当該事業が実施されるのかどうなのか曖昧で分かりにくい。 | 1 | 【ご意見を反映】 現時点で将来の取組内容が未確定で「検討」とせざるを得ない項目を除いては、「実施する」などの明確な表現に変更しています。 |
| | 市町への権限移譲について、小規模な市町では体制的に実施できない場合があること。また、県と市町の役割分担について、重複事務の廃止や事務のワンストップ化も、行政の補完機能が失われ、住民サービスの低下につながるため、この視点は誤っている。 | 1 | 【既に盛り込み済】 権限移譲については、市町との合意の下、行財政能力の充実度に応じて推進しており、原則、規模・地域等できる限り客観的な基準により対象市町を定めています。 また、県と市町の役割分担については、住民に身近な事務は市町が自立かつ主体的に担い、県は市町間の広域調整や専門的・先導的な分野への対応、市町運営の支援を担うことを基本に、分権社会にふさわしい自立的な県と市町の間関係を構築することとしています。 |
| | 経費削減を目指し、住民サービスを切り捨てることに繋がる「効率的な県政運営の推進」といった視点、さらには、「目標達成のための追加対策」も行政サービスの低下となるため、誤った考え方である。 | 2 | 【既に盛り込み済】 行財政構造改革は、県民ニーズに機動的かつ的確に対応できる行財政構造を確立するための取組です。目標とする構造改革を成し遂げた基盤の上に、県民ニーズを捉え、兵庫の未来を拓くため、単に削るだけの行革ではなく、地域創生をはじめとした重点施策の展開も併せて図っていきます。 |
| | 最終案において取りまとめている「重点的に取り組むべき事業」を記載した第二次案を作成し、再度パブリック・コメントを実施すべき。 | 1 | 【対応困難】 第一次案にある「今後、検討する施策の方向性」に沿った事業展開の推進を図っていきます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|-----------------------------|--|----|--|
| 2 財政フレーム (P9～14) 【2件】 | 実質公債費比率が、行革終了後の平成31年度以降に悪化しており、平成29・30年度の指標を操作しているのではないかと勘ぐられる。 | 1 | 【既に盛り込み済】 実質公債費比率の算定については、財政フレームの公債費等の試算や関係規定を踏まえて、行っています。 |
| | 定員削減や人事委員会勧告に基づかない給与抑制を前提とした財政フレーム試算は誤っている。 | 1 | 【対応困難】 定員や給与の改革の基本方向に基づき、財政フレームを試算しています。 |
| 3 組織 【3件】 | | | |
| (1) 地方機関 (P16) <3件> | 阪神南県民センターと阪神北県民局の統合について、保健医療圏域と県民局・県民センターの区域との間に関連性が薄い気がする。結論を先延ばししているだけではないか。 | 1 | 【今後の検討課題】 本県の場合、保健医療圏域は県民局・県民センターの行政区域と同一であり、平成30年度の保健医療計画の改定に向け、保健医療圏域の設定を検討するため、県民局・県民センターのあり方も検討する時期の一つになると考えています。 |
| | 阪神南県民センター及び阪神北県民局は廃止すればよい。 | 1 | 【対応困難】 県民局・県民センターについては、地域ごとの政策課題に的確に対応しており、近年は、県民局・県民センターで策定した地域別の地域創生戦略に基づき、市町・地元団体とともに、機動的に取り組んでいくことが求められているため、現時点では、現行体制を維持します。 |
| | 神戸県税事務所と西神戸県税事務所の統合が、なぜ利便性の向上につながるのか。 | 1 | 【今後の検討課題】 神戸市を所管する県税事務所が一箇所となることで、課税対象が両事務所に跨がる県税の相談や手続が一元化できる等、県民サービスの向上が期待できます。今後、新長田庁舎に移転する神戸市市税部・各区市税事務所との連携も踏まえ、さらなる行政サービスの向上に取り組んでいくこととしています。 |
| 4 職員 【14件】 | | | |
| (1) 定員 (P18～20) <4件> | 行政サービスの質を低下させるような、さらなる定員削減は問題である。 | 3 | 【既に盛り込み済】 定員削減にあたっては、事務事業・組織の徹底した見直し、民間委託の推進、ICTの活用等により、定員削減と合わせた業務の効率化を進め、県民サービスの維持・向上に努めます。 |
| | 超勤削減のためには、定員削減30%をやめ、必要な人員増を行うこと。 | 1 | |
| (2) 給与 (P21～23) <7件> | 給与抑制措置による職員の士気低下やそれに伴う住民サービスの低下が危惧される。優秀な人材確保の観点や景気を良くするためにも職員の給与カットはやめるべき。 | 4 | 【既に盛り込み済】 給与抑制措置について、行財政構造改革期間中における本県の財政状況、国の経済・財政再生計画の動向、職員の勤務状況等を踏まえ、平成30年度末までの解消に向けて取り組むこととしています。 |
| | 職員の給与がカットされていることを初めて知った。 | 1 | 【その他】 給与抑制措置は、行革における改革努力の一環として、職員の協力と理解を得て実施しています。給与抑制措置を含めた行革の取組については、引き続き県広報誌や行革リーフレットを通じて、県民への周知を図っていきます。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|----------------------------------|--|----|---|
| | 地域手当の支給割合が年度ごとに変更されている理由を記載すべき。 | 1 | 【その他】 支給割合の変更は給与構造改革における地域間給与配分の見直し等によるものです。支給割合の推移を参考として示すことを目的としているため、詳細な説明は省略しています。 |
| | 旅費の見直し内容を具体的に明記すべき。 | 1 | 【その他】 第一次案では検討中でしたが、最終案までに結論を得られたため、「旅行諸費の定額支給分を廃止する」旨記載しています。 |
| (3)多様な働き方の推進 (P24～26) <3件> | 県が率先して「働き方」の改善について努力すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 職員一人ひとりがやりがいや充実を感じながら働き、職務上の責任を果たすとともに、育児・介護や自己啓発などに取り組みやすい職場環境づくりなど、多様な働き方を推進します。 |
| | 示された具体的な取組みの実効性に懐疑的である。県職員の超過勤務の縮減の取組みを本気で実行すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 超過勤務の縮減に対する特効薬はなく、課題解決に向けた取り組みを地道に実践していくことが重要であると考えており、不断の努力を続けてまいります。 |
| | 超過勤務の縮減のため、労働時間管理については、まず正確な超過勤務時間の把握を行うべき。月100時間超えの超過勤務を根絶すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 従前から、超過勤務を命じる場合には、事前命令と事後確認を徹底しており、今後とも、適切に状況を把握してまいります。 また、長時間労働の是正は喫緊の課題であり、その縮減を図るための対策を進めます。 |
| 5 事務事業 【18件】 | | | |
| (1)全 般 (P27～29) <4件> | 限られた予算の中、住民サービスの向上につながるよう、効果的な事業を実施すべき。 | 2 | 【既に盛り込み済】 事務事業については、限られた財源で最大の効果が得られるよう、「選択と集中」を基本として、時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担、受益と負担の適正化等を踏まえ、見直しを行っています。 |
| | 実効性のある事務事業の見直しもほとんどされず、ICTの活用は庶務担当が行っていた事務を全職員に分散するだけであり、個々の職員の事務量増となっている。 | 1 | 【既に盛り込み済】 事務事業については、限られた財源で最大の効果が得られるよう、「選択と集中」を基本として、時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担、受益と負担の適正化等を踏まえ、見直しを行っています。 また、総務事務システム等の導入によりこれまで各職員が紙で申請等の手続きを行っていた庶務業務が電子化されることで、データの入力・修正、チェックが容易になる等、業務負担の軽減に繋がっています。今後とも、業務の効率化に資するICTの活用等に取り組んでいきます。 |
| | 超過勤務の縮減が実施される担保のない中で、超過勤務手当の予算だけが先に減らされるということは、労働基準法違反の「未払い超過勤務」を発生させることになる。 | 1 | 【その他】 業務執行の一層の簡素化、効率化により超過勤務手当の縮減を図る一方で、実績に基づいて、必要な予算を確保します。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|--|---|----|--|
| (2) 老人医療費助成事業の廃止と高齢期移行助成事業の創設 (P33, 34) <8件> | 新制度では、対象者要件に要介護度が関係しており、医療費助成の目的と異なる新制度の創設には反対。仮に、介護要件を対象要件に入れるなら、40歳以上69歳以下で、なおかつ一定の所得以下で要介護度2以上の者を対象として助成すべき。 | 1 | 【対応困難】 昭和46年から実施してきた老人医療費助成事業について、①平均寿命が創設当時から大きく伸びていること、②団塊世代が70歳を迎え、65～69歳が特に人口の多い世代でもなくなってきたこと、③県の地域創生戦略で74歳までを拡大生産年齢人口と捉え、地域の担い手と位置づけていることなど、社会環境の変化を踏まえ65歳から69歳を老人として特別な対策を実施する当該事業は廃止します。 一方で、65歳から69歳の中には特別な配慮が必要な方がおられることから、所得がないために自立できない方と、一定の所得以下で身体的な理由から日常生活動作が自立できない方(要介護2以上)を特別な配慮が要する方と位置づけ、新たに高齢期移行助成事業(仮称)を創設します。 |
| | 現行制度を維持するとともに、所得制限の緩和、一部負担金の軽減などの拡充を求める。 | 1 | 【対応困難】 新たに創設する高齢期移行助成事業(仮称)の対象者の資格の始期は、要介護認定(要介護2以上)の認定有効期間の開始日の属する月の初日から、期間途中で要介護度の変更により対象となる場合は、変更となった要介護度の認定有効期間の開始日の属する月の初日からとします。要介護認定期間は、対象者により3ヶ月から24ヶ月までと幅があることから、期間途中で要件を満たさなくなる場合も、当該年度の6月末までは対象とすることにより、事務の煩雑化に配慮します。 |
| | 新制度の区分Ⅱで認定する場合、要介護認定期間(最短3ヶ月)ごとに医療費受給者証を交付し、随時認定状況を確認しなければならず、事務手順が煩雑になるため、再検討すべき。 | 1 | 【対応困難】 高齢期移行助成事業(仮称)は、医療保険制度上、高齢者として優遇措置のある70歳までの移行期間に、所得がないことから自立できない方と、一定の所得以下で身体的な理由から日常生活動作が自立できない方(要介護2以上)を特別な配慮が要する方と位置づけ、医療費の一部を助成する制度です。 |
| | 「高齢期移行助成事業」という名称では、助成内容が全く分からないため、再検討すべき。 | 1 | 【対応困難】 高齢期移行助成事業(仮称)は、老人医療費助成事業が廃止される一方、65歳から69歳の中には特別な配慮が必要な方がおられることから、所得がないことから自立できない方と、一定の所得以下で身体的な理由から日常生活動作が自立できない方(要介護2以上)を特別な配慮が要する方と位置づけ新たに創設するものです。 |
| | 病気になれば医療費の支払いは困難になることから、「区分Ⅱ」の介護要件はなくすべき。 | 1 | 【対応困難】 高齢期移行助成事業(仮称)は、老人医療費助成事業が廃止される一方、65歳から69歳の中には特別な配慮が必要な方がおられることから、所得がないことから自立できない方と、一定の所得以下で身体的な理由から日常生活動作が自立できない方(要介護2以上)を特別な配慮が要する方と位置づけ新たに創設するものです。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|-----------------------------------|---|----|--|
| | <p>資格要件が付け加えられて、自身が受給対象となるのか分かりにくい。現行制度の「低所得者Ⅰ」区分を廃止して「低所得者Ⅱ」区分のみとし、一部負担金を1割負担とする制度を提案する。</p> | 1 | <p>【対応困難】 高年齢移行助成事業(仮称)は、区分Ⅰが所得がないことから自立できない者、区分Ⅱが一定の所得以下で身体的理由等により日常生活に支障がある者を対象とし、新たに創設するものです。いずれも一部負担金は2割負担とします。</p> <p>区分Ⅰ：市町村民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がない者(年金収入 80 万円以下かつ所得なし) 区分Ⅱ：市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が 80 万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている者(要介護 2 以上)</p> |
| | <p>対象世代の診療控えを招くため、事業見直しについて再考を求める。</p> | 1 | <p>【対応困難】 国民健康保険の調整交付金を活用し、市町が行う特定健診や生活習慣病の重症化予防、ヘルスケアポイント事業への支援をさらに充実させ、65 歳以上の方にも配慮した健康づくりを進めていきます。</p> |
| | <p>新制度移行時の経過措置分の財源を、子育て施策に回すべき。</p> | 1 | <p>【対応困難】 老人医療費助成事業の廃止にあたっては、現行制度の受給者に対する給付内容の変更による混乱をさける必要があることから、現行制度の対象となっている方については、経過措置として、70 歳になるまで現行制度の負担限度額による助成を継続します。</p> <p>なお、子育て支援については、保育士や認定こども園の保育教諭など保育を担う人材の確保に向け、保育士等の質の向上と離職防止を図る支援策を実施します。</p> |
| <p>(3) 旅券事務所 (P37) <5件></p> | <p>土日では住民票はとれないことなどから、土日の開庁、及び平日の2日開庁はサービス低下であり、見直しに反対。</p> | 2 | <p>【対応困難】 休日である土日に旅券事務を行うことで、多くの県民の利便性が高まり、県民サービスが向上すると考えています。</p> <p>なお、新たな旅券申請には、戸籍謄本又は抄本が必要ですが、土日に開庁している市町窓口や、郵送で取り寄せることが可能です。</p> <p>また、兵庫県民からの申請については、住基ネットを利用して住所確認しており、住民票の提出は求めています。</p> |
| | <p>別の民間ビルに移転した方が、賃料削減につながる。</p> | 1 | <p>【対応困難】 神戸国際会館に所在することが一定の認知を得ていること、三宮駅前であり交通の便利な場所にあることから、同じ場所に事務所を置きつつ、経費の削減を図ることが適切であると考えています。</p> |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|-----------------|---|----|--|
| | 全市町の窓口で受付を可能にするなど、大胆な見直し策を講じるべき。 | 1 | 【対応困難】 旅券の発給事務については、神戸の旅券事務所ほか、県内全域をカバーできるよう、尼崎出張所、姫路出張所、但馬空港窓口の4カ所の窓口を設置してきました。 旅券は、10年又は5年に一度の取得という、それほど県民にとって頻度が高いものではなく、現在の窓口が交通の便利な場所にあることから、費用対効果の観点からも、現在の4カ所の窓口の配置は適切と考えています。 なお、受付や交付事務の市町移譲について、市町から要望があれば調査・研究していきます。 |
| | 旅券業務は、民間委託をするのではなく、県民の安全を守る上でも行政が責任をもって実施すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 民間委託する旅券業務は、申請の受付や交付などの業務であり、個人情報保護契約を結ぶなど情報管理を徹底するとともに、最も重要な発給を判断する審査については、引き続き県が責任をもって実施します。 |
| (4) その他 〈1件〉 | 運輸事業振興助成費補助について、減額を行う府県は減少し、今なお減額を行っている府県が一部となっている現状を考慮すべき。 | 1 | 【その他】 この補助制度に対しては、現在、各交付団体のご協力のもと、減額措置を行っています。 |

6 試験研究機関
【6件】

| | | | |
|---------------------------------------|---|---|--|
| (1) 農林水産技術総合センター (P55, 56) 〈6件〉 | 事後評価をする際には、外部評価委員に加え、技術の利用が見込まれる生産者の評価も加えるべき。 | 1 | 【その他】 生産者等の要望提案者とは、毎年、試験設計検討会等において、より現場普及につながる研究の方向性について意見交換しながら連携して試験研究を進めています。 |
| | 研究成果の公表に、各センターで毎年開催されている成果発表会を追加すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 従来から成果発表会においても公表してきており、今後とも同様に対応します。 |
| | 数値目標は、中期ごとに累計し、実績を比較すべき。 | 1 | 【その他】 中期業務計画見直しの際には、中期（5年）ごとの実績について検証を実施することとしています。 |
| | 普及技術かどうかの基準を決め、その上で、生産者等を交え、評価するシステムが必要。 | 1 | 【その他】 試験設計検討会において、研究者や普及組織等からの意見により、現場で利用可能と判断された技術を普及技術としています。生産者等の要望提案者とは、より現場普及につながる技術開発をめざし、毎年、試験設計検討会等で意見交換しながら連携して試験研究を進めています。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|------------------------------|---|----|--|
| | 読みやすいホームページを作成すべき。 | 1 | 【今後の検討課題】 今後とも県民にとって読みやすいホームページの作成・改善に努めます。 |
| | 各センターの研究課題をできる限り公開すべき。 | 1 | 【その他】 研究課題については、知的財産上の制約もあり、全て公開できるものではありませんが、可能な限りホームページ等で公開しています。 |
| 7 公営企業 【5件】 | | | |
| (1) 病院局 (P90～101) <5件> | 県立病院は、民間医療機関が参入しにくい小児を含めた救急・産科医療・僻地医療を地域のニーズに応じて手厚く提供すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 県立病院の役割は、全県や二次医療圏域における拠点病院として、民間医療機関が参入しにくい高度専門・特殊医療を中心とした政策医療及び地域医療を効果的かつ効率的に提供する役割を担っています。 そのため、国基準の一般会計繰出全てを受け入れ、小児救急医療や周産期医療、その他政策医療について、全県拠点のこども病院をはじめ、総合周産期母子医療センターを設置している尼崎総合医療センターなどの機能の充実を図っていくとともに、地域の医療ニーズに適切に対応していくこととしています。 |
| | 救命救急センター等の統合は、地域の救急医療体制を後退させるため、計画を見直すべき。 | 1 | 【対応困難】 ご指摘の姫路の統合再編の場合では、県立姫路循環器病センターは、総合病院でないため循環器以外の内科が弱い問題を抱えています。 一方で、製鉄記念広畑病院は、逆に循環器系が弱く、両病院の弱点を相互に補いながら統合することで総合病院としての機能をフルに発揮するとともに、救急医療体制の充実・強化を図り、中・西播磨圏域の急傷病者受け入れの最後の砦の役割を果たしていきたいと考えています。 |
| | 電子カルテシステム等ICT化の推進については、個人情報保護、セキュリティ対策について明記すべき。 | 1 | 【その他】 ICT化の推進における個人情報の保護やセキュリティ対策は重要であると考えています。病院局では個人情報については、個人情報の保護に関する条例、個人情報の保護に関する条例施行規程に基づく取扱いを全県立病院に対して周知・指導しています。 また、セキュリティ対策についても県立病院における情報システム等の信頼性、安全性を確保するため、情報システム等運用管理規定を定めているところです。 今後も引き続き適切な取り扱いに努めていきます。 |
| | こども病院の跡地利用について、どのような状況か記載すべき。 | 1 | 【対応困難】 最終2カ年行革プランは、今後の施策の方向性やその実現に向けた取組内容等を示すものであるため、状況は記載はしていませんが、現在、医療機能を含む事業者が跡地進出の働きかけ等を行っており、出来る限り早期に跡地利用がなされるよう、取組みを進めています。 |

| 項目等 | 意見等の概要 | 件数 | 県の考え方 |
|---|---|----|---|
| | こども病院退院後のアフターケアが必要な子どもを、地域で診る小児在宅医療を充実させるため、民間医療機関への補助や施設整備を積極的に行うべき。 | 1 | <p>【その他】 こども病院では、これまで地域医療機関と退院後の最適な支援方法を検討するカンファレンスの開催や病院訪問など地域医療機関との連携強化などを通じて、患者の在宅療養を支援してきました。 移転建替したこども病院では、こうした取り組みに加え、入院患者が安心して在宅療養に移行できるよう在宅療養移行支援病棟（17床）を整備するなど、患者及び家族の在宅療養支援機能を強化しています。 また、県医療行政では、小児在宅医療に携わる医師等が少ない現状を踏まえ、小児在宅医療に関する研修を実施し、受け入れ可能な医療機関・訪問看護事業所等の拡大を図る取組を行っています。</p> |
| 8 公社等 (P109～113) 【3件】 | 「新たな事業展開」は、現在実施している行政サービスが低下しないよう既存事業とのバランスも考えて慎重に検討すべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、既存事業の重点化や廃止を行うとともに、公社のもつ個別機能を活かした新たな事業に取り組みます。 |
| | 職員数の過剰な削減はやめるべき。 | 1 | 【既に盛り込み済】 公的セクターとしての役割が十分果たせるよう、事務事業や組織の見直し等により、職員数の削減を進めます。なお、収益部門に従事するプロパー職員については、経営状況を踏まえ適正配置を行います。 |
| | 「今後の主な取組み内容」について、取組む時期を明記すべき。 | 1 | 【ご意見を反映】 原則、平成30年度までに各取組みの具体化を図る旨記載しています。 |
| 9 新たな施策展開 (P130～135) 【3件】 | 県政150周年を機に、これまでの発想にとらわれない大きな事業を実施して欲しい。 | 1 | 【今後の検討課題】 県政150周年記念事業については、有識者等による議論や県民からの幅広い意見を集約して検討していきます。 |
| | 新たな施策として、具体的に何をするのか分かりにくい。 | 1 | 【ご意見を反映】 「新たな施策展開」では、施策の方向性に加え、今後取り組む主な事業を例示的に記載しています。 |
| | 1月4日の神戸新聞に掲載されていた「初代兵庫県庁復元」については不要。 | 1 | 【今後の検討課題】 県庁発祥の地を活用した地域活性化を含め、県政150周年記念事業については、有識者等による議論や県民からの幅広い意見を集約して検討していきます。 |
| 10 平成31年度以降の行財政改革 (P136) 【1件】 | 新たな条例を制定する必要があるのか疑問。 | 1 | 【今後の検討課題】 未来の兵庫づくりに向けて、H31年度以降においても、不断の取組としての改革は不可欠と考えています。その改革を進めるにあたっての基本的な枠組みとして、新たな条例の必要性については、H30年度前半に行う行財政構造改革の検証結果などを踏まえ、検討します。 |